



白神ねぎのん ©能代市

能代市から転出される方へ

転出の手続きについてご案内します。

問い合わせ 市民保険課☎0185-89-2133

- ・新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に新住所地の市区町村役場で転入届をしてください。
- ・転入届の際には、転出時に能代市で発行した「転出証明書」が必要です。
- ・マイナンバーカードまたは住基カードによる転入届の特例を受ける方には、転出証明書は交付されません。
- ・転入届の際に、マイナンバーカードまたは住基カードの提示と暗証番号の入力が必要です。

マイナンバー：「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
国民年金に加入されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
海外へ転出される方は手続きが必要になります。総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 これまで厚生年金や共済に加入または国民年金3号被保険者であった方で、新住所地での1号加入する場合は「厚生年金（被扶養者）資格喪失証明書」や「離職票」が必要な場合があります。			
年金を受給されている方・これから受給される方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
能代市での手続きは不要です。			
国民健康保険に加入されている方	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) ☎0185-89-2166		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※これまで国保以外の健保に加入していた方：新住所地での国保加入手続きには「健康保険資格喪失証明書」が必要な場合があります。	☐ 転出前の資格確認書等 ☐ マイナンバー（本人・世帯主）		
後期高齢者医療制度に加入されている方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※県外への転出の場合、「負担区分証明書」を発行しますので転出先へ提出してください。	☐ 転出前の資格確認書等 ☐ マイナンバー（被保険者）		
介護保険被保険者証をお持ちの方	長寿いきがい課 介護保険係(本庁1階) ☎0185-89-2157		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※介護認定を受けている方は、転出先でその旨をお伝えください。			
福祉医療費受給者証(マル福カード)をお持ちの方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。	☐ 転出前のマル福カード ※転出先での手続きに、「所得課税証明書」が必要な場合があります。転出先へご確認ください。		
印鑑登録されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
総合窓口⑩～⑫番に登録証をご返却ください。			

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
マイナンバーカード(個人番号カード)、住基カードをお持ちの方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
能代市での手続きは不要です。転出先で各種カードの継続利用処理と追記欄への新住所等の記載を行ってください。全員分の住基カードまたはマイナンバーカードを必ず転出先の市町村へご提示ください。 ※新住所地に住み始めてから14日、または転出予定日から30日を経過してから転入届を出された場合、マイナンバーカードが失効しますので、ご注意ください。			
児童手当	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※転出先での手続きは、転出予定日の翌日から15日以内に行ってください。単身赴任の方は、転出先でご家族のマイナンバーも必要となります。 ※公務員の方は、職場にお問い合わせください。			
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	学校教育課 学校教育係 (二ツ井町庁舎2階)☎0185-73-5281		
在学中の学校から在学証明書等の書類をもらってください。(転校先で必要です。)			
緊急通報装置(ふれあい安心電話)を利用している方、配食サービスを受けている方(休止中を含む)	長寿いきがい課 長寿社会係(本庁1階) ☎0185-89-2156		
長寿いきがい課⑯～⑳番で手続きをしてください。			
認知症高齢者等見守りシールを利用していた方	長寿いきがい課 地域ケア推進係(本庁1階) ☎0185-89-5355		
長寿いきがい課⑯～⑳番で手続きをしてください。			
身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
能代市での手続きは不要です。転出先で住所変更の手続きをしてください。			
障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑲～㉔番に受給者証をご返却ください。 ※障害支援区分の認定を受けている場合、福祉課⑲～㉔番で「障害支援区分認定証明書」を発行しますので転出先へ提出してください。			
特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑲～㉔番で手続きをしてください。			
特別児童扶養手当を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
能代市での手続きは不要です。転出先で住所変更の手続きをしてください。			
児童扶養手当を受給されている方	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
子育て支援課で手続きをしてください。 ※転出先で手続きが必要な方は、速やかに行ってください。			

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
保育所へ入所されている方	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
転出後も継続して入所を希望する場合は、子育て支援課で手続きをしてください。 ※保育所で退所手続きをされた方は不要です。			
妊娠中の方、産後6か月未満の方	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
能代市での手続きは不要です。転出先で妊産婦健診の受診票の交付を受けてください。 能代市の受診票は、転出日から使用できません。			
妊婦支援給付金	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
妊婦給付認定を受けた方で、給付金（1回目または2回目）を受け取っていない方は、子育て支援課で手続きをしてください。転出後に支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。			
能代市すまいる♡めんchoco定期便を利用されている方	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
0歳児の子どもがいる方で、能代市すまいる♡めんchoco定期便を利用されている方は、子育て支援課で手続きをしてください。			
移住支援金を受給した方	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らす」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内または総合政策課）で手続きをしてください。	☐ 移住支援金交付決定通知書		
犬を飼育されている方	環境衛生課 環境衛生係(本庁2階) ☎0185-89-2174		
能代市内で所有者を変更する場合は、環境衛生課で手続きをしてください。転出先へ犬を連れていく場合は、能代市での手続きは不要です。転出先で変更の届出及び「鑑札」の交換が必要になりますので、転出先へお問い合わせください。			
市営墓地の使用者または代理人の方	環境衛生課 環境衛生係(本庁2階) ☎0185-89-2174		
送付先の変更手続きが必要となります。手続きによって必要なものが異なりますので、環境衛生課または二ツ井地域局環境産業課へお問合せください。	☐ 墓地使用者代理人の住民票		
市営住宅へ入居されている方	都市整備課 建設・住宅係(本庁2階) ☎0185-89-2194・2196		
都市整備課で手続きをしてください。	手続きの種類によって必要なものが異なります。お問い合わせください		
水道を中止される方	水道課 水道管理係(本庁2階) ☎0185-52-5221		
水道課で手続きをしてください。			
下水道使用者で井戸水をご使用の方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) ☎0185-89-2202		
下水道課で手続きをしてください。 ※井戸水を使用している方は、使用人数により下水道使用料が変わります。			

